

新型コロナウイルス感染症による「緊急事態宣言」への対応について

公益財団法人関西生産性本部

政府の緊急事態宣言の発令に伴い、当本部におきましては、当面の間（現時点では5月6日まで）事務局体制を下記の通りとさせていただきます。

- ・感染拡大防止のため、業務上必要とする場合を除き、当本部の職員は原則「在宅勤務」としております。
- ・当本部職員による出張や訪問は原則として自粛させていただきます。
- ・ご訪問いただいたお客さまには入り口における手指のアルコール消毒など、感染防止へのご協力をお願いさせていただきます。
- ・担当職員が不在の場合、対応に時間を要する可能性がございます。

皆さま方のご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上